

## 八戸市男女共同参画苦情処理委員会 変更案

### 1. 変更理由

八戸市男女共同参画苦情処理委員会については、平成20年5月に設置要綱を定めて以来、これまで委員会の開催実績はなく、制度の見直しも行っていない状況である。

一方、当市が実施する男女共同参画推進に関する施策は、令和5年度で16施策120事業となっており、家庭生活や職場、学校教育、地域活動、社会通念・慣習・しきたり、社会教育、福祉、介護、防災など、多岐にわたる分野で取組を実施している。

また、令和4年4月には改正女性活躍推進法が、令和5年4月には改正育児・介護休業法がそれぞれ全面施行されたほか、令和5年6月にはLGBT理解増進法も公布・施行されるなど、男女共同参画の推進に関する取組の更なる強化が求められている。

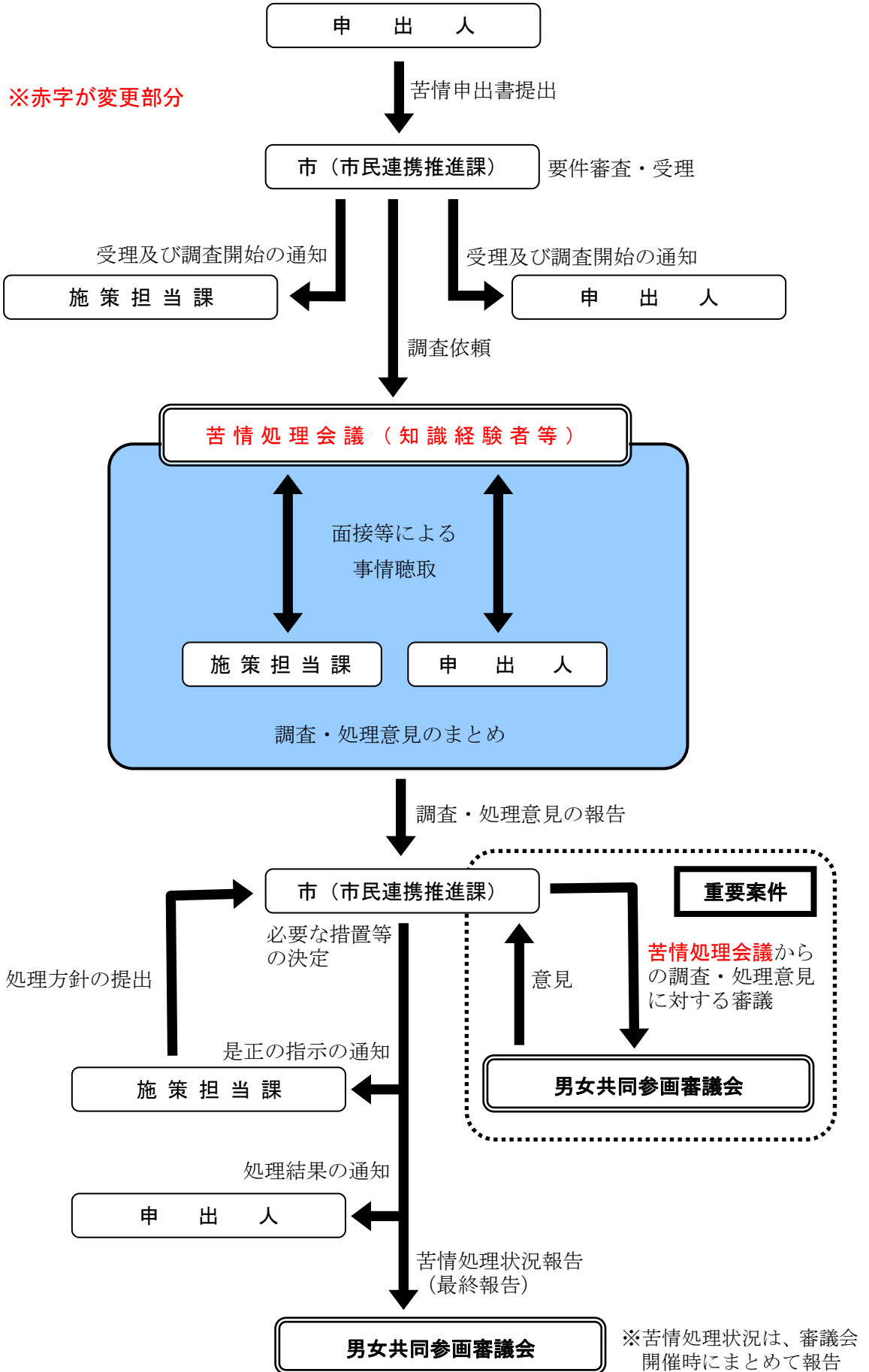
このような中、男女共同参画の推進に関する施策等に対して市民等から苦情申出書の提出があった場合は、苦情処理委員会で処理意見をまとめることとしているが、幅広い分野の問題に、より適切に対応するためには、男女共同参画の促進に深い理解と識見を有すると同時に苦情を寄せられた施策等に関する知識や経験も豊富な方からの意見をうかがうことが望ましいことから、現在の、委員を固定する方法から、苦情申出があった都度、当該案件に応じた知識経験者等を選出する方法に取扱いを変更するものである。

### 2. 変更案

あらかじめ選任された委員によって意見がまとめられる「苦情処理委員会」を、案件に応じて有識者を招集して意見をまとめる「苦情処理会議」に見直しを図り、内容を下表のとおり変更する。

＜苦情処理委員会＞			＜苦情処理会議＞	
内 容			内 容	
形 式	委嘱された委員による会議	➡	形 式	案件に応じた知識経験者等による会議
任 期	2年		任 期	必要の都度（随時）
定 数	3人以内		定 数	3人以上
委嘱行為	あり		委嘱行為	なし
代表の選任	あり		代表の選任	なし
会議の招集	委員会代表が招集		会議の招集	市が招集
案件の事情聴取	委員		案件の事情聴取	会議構成員
処理意見のまとめ	委員会		処理意見のまとめ	会議構成員
処理内容の決定	市		処理内容の決定	市
処理内容の通知	委員会、市（最終決定通知のみ）		処理内容の通知	市
苦情申立てができる者	} ➡			
取り扱う苦情				
取り扱わない苦情				
重要案件の審議会での審議			変更なし	

3. 苦情対応フロー（案）



#### 4. 今後の対応（案）

- ・「八戸市男女共同参画苦情処理委員会設置要綱」を廃止し、「(仮称) 八戸市男女共同参画苦情処理取扱要綱」を制定
- ・「知識経験者等」の候補者を選定 等